第11号様式(第12条関係)

学校法人合併認可申請書

年　　月　　日

　　大分県知事　　　　殿

学校法人住所

学校法人名

理事長氏名

学校法人住所

学校法人名

理事長氏名

　学校法人　　　　　と学校法人　　　　　との合併の認可を受けたいので、私立学校法（以下「法」という。）第126条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

　添付書類

1　理由書

2　理事会及び評議員会の合併に関する決議録

3　法第129条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類

4　合併契約書

5　合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人に関する次の書類

(1) 寄附行為

(2) 理事の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に 係るものを除く。)及び履歴書

(3) 理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類

(4) 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類

(5) 理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類

(6) 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係(法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。)を有する者が含まれていないことを証する書類

(7) 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類

(8) 監事の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書

(9) 監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類

(10) 監事が評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねる者ではないことを証する書類

(11) 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類

(12) 評議員の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書

(13) 評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類

(14) 評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者(同項第2号に掲げる者にあっては、当該者がある場合に限る。)が含まれていることを証する書類

(15) 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類

(16) 法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えていないことを証する書類

(17) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類

(18) 会計監査人の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書

(19) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

(20) 会見監査人が法人でないときは、その者が公認会計士(公認会計士法(昭和23年法第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)であることを証する書類

(21) 会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類

(22) 合併後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書

6　合併前の各学校法人に関する次の書類

(1) 寄附行為

(2) 貸借対照表

(3) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(4) 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の所属についての登記所の証明書類等

(5) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

(6) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(7) 学校法人の沿革その他の参考となる書類

7　合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する私立学校の学則